

三鷹市指定管理者導入・運用の基本方針

(平成 26 年 5 月 8 日決裁 26 三総政第 46 号)

平成 15 年の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設された。この制度は、民間事業者を含む指定管理者に施設の管理を委ねることにより、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応し、民間事業者等の有する能力、経験、知識等を活用しつつ、市民サービスの質の向上と経費の節減等を図ることとするものである。

三鷹市においては、平成18年4月に指定管理者制度を本格的に導入してから、今年度で8年目を迎え、この間、制度の導入と定着に取り組んできたところである。

今般、この間の経緯を踏まえ、指定管理者制度の運用に関して明らかとなった課題の改善に取り組み、今後、より一層指定管理者制度を適正に導入・運用していくために、従前の「三鷹市指定管理者制度導入の基本方針」及び「三鷹市指定管理者制度運用の基本方針」を発展的に再構成して、「三鷹市指定管理者導入・運用の基本方針」として定めるものである。

1 基本的な考え方

指定管理者制度の「課題」のひとつとして、導入時において「画一的な選択」を迫られたという問題があげられる。制度導入時においては、公の施設について直営か指定管理者の二者択一を迫られ、また当時、総務省からも従前の包括的な業務委託は今後できないとの意向も示されたため、指定管理者制度を導入するメリットのない施設に導入を図ったり、団体の活動基盤や人的体制が必ずしも指定管理者として十分ではない団体についても指定管理者として、制度を導入したりする事例が全国的に見られたところである。

指定管理者制度については、その制度創設を求めた政府の総合規制改革会議が、「行政と民間の役割分担の再構築」における「多様な主体・手法の活用を図る」と提案して導入を図ったのであるが、実際は直営か指定管理者かという「画一的な選択」による運用がなされてきたという点が問題であるといえる。

このような問題が指摘される中で、総務省は平成 22 年 12 月に「指定管理者制

度の運用について」の通知を行い、指定管理者制度については「地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきた」として、同制度については「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、（中略）導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる」ことを明示したのである。

そこで、三鷹市としては、公の施設については「指定管理者制度ありき」ではなく、同制度の導入のメリットがあるものについては新たな施設を含めて引き続き指定管理者制度の活用を図ることとし、その導入・運用のあり方として本方針を定めるものである。

一方で、施設の規模が小さく、あるいは定型的な業務が中心の施設で指定管理者制度のメリットが活かし難い施設など、指定管理者制度の導入が必ずしも適切ではないと判断される施設については、次回の更新時において指定管理者制度を用いずに、形態としては市の直営として業務委託制度を活用するなどの検討を行い、今後の取り組みを進めるものである。

このように、本方針においては、公の施設の管理については、各施設の特性を踏まえて、直営、指定管理者制度、業務委託を適切に選択する考え方が前提としてあることを明らかにするものである。

2 指定管理者の指定（最初の指定）

(1) 指定の方法

指定管理者の指定に当たっては、この制度創設の趣旨、公の施設の設置目的等を考慮しながら、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応するとともに、民間事業者等の有する能力、経験、知識等を活用するほか、市民サービスの質の向上と経費の節減等を図るために、原則として公募により候補者を選定することとし、指定管理者指定の申請書その他の書類の提出を求め、必要な審査及び議会の議決を経て指定し、基本協定及び年度協定を締結する。

ただし、次に掲げる施設については、公募によらないで指定管理者を選定することができることとする。

① 地域住民団体を指定する施設

地域住民の活動の拠点であるコミュニティ施設は、当該地域住民が施設を管理することを通じて、より一層のコミュニティの醸成に資するため、地域住

民団体を指定管理者として指定する。

② 施設の設置目的と同様の趣旨で市が出資等を行って設立した法人がある施設

施設の設置目的と、市が出資等を行って設立した法人の設立の趣旨が同じ場合は、施設管理と事業運営を一体的に行うことにより効果的に施設の設置目的を達成することができ、かつ経済的・効率的に施設運営が行われる場合は当該法人を指定管理者として指定する。

③ 施設の設置目的等に照らして特定の公共的団体を指定する施設

施設の設置目的等に照らして、特定の公共的団体が管理を行うことが適当であると認められる施設については、当該特定の公共的団体を指定管理者として指定する。

(2) 基本協定書に加える新たな取り組み項目

新規に設置する施設の基本協定書や、更新時期を迎え新たに締結する基本協定書については、下記の新たな項目を加えて、その取り組みを進めるものとする。

① 災害に対応した指定管理者のリスクマネジメント

平成23年3月に発生した東日本大震災では、休館や開館時間の短縮をした施設や、帰宅できなくなった市民の待機場所とした施設があったが、このうち指定管理者制度を導入している施設では、市と指定管理者が連携した取り組みを行ったところである。今後も、大規模な災害が発生する可能性があるため、「災害時等における対応」を基本協定書に規定し、その取り組みを進めるものとする。

② 三鷹市暴力団排除条例及び三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱の施行への対応

平成25年4月に、三鷹市暴力団排除条例及び三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱が施行され、市が締結するすべての契約から暴力団等の介入を排除する取り組みを進めている。行政処分である指定管理については同条例及び要綱の適用とはならないが、条例等の趣旨を踏まえて、「指定管理業務に係る暴力団排除に向けた措置」を募集の段階から明示し、基本協定書に規定するなどして、その取り組みを進めるものとする。

3 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定は、各公の施設の指定管理者となることを希望する者に申請書、事業実施計画書等の提出を求め、これを「三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）」及び「三鷹市公の施設指定管理者候補者選定・評価委員会分科会（以下「分科会」という。）」により審査することにより行うこととする。

委員会は、委員長（総務部担当副市長）、副委員長（企画部担当副市長、教育長）、委員（企画部長、総務部長、企画部企画経営課長、総務部政策法務課長及び同部契約管理課長）をもって構成し、分科会は、各公の施設を主管する部等の部長、調整担当部長、主管課長及び部長が指定する職員をもって構成することとする。また、これに加えて、必要に応じて知識経験を有する者を構成員とすることができることとするが、特に分科会において、当該分野の学識経験者等を加えることを可能とする。

なお、委員長が代表を務める法人の選定・評価を行う場合は、委員長は退席して副委員長が委員長を務めるとともに、副委員長が代表を務める法人の場合は、同様に退席するものとする。

具体的な選定手続は、「公募・非公募の選定方法の決定」と「指定管理者候補の選定」の2段階とする。それぞれにおいて、委員会は分科会による審議結果を審査し、公の施設の指定管理者の選定方法又は指定管理者候補の選定を行うものとする。

4 指定期間

公の施設における指定管理者の指定期間は、施設の安定的管理運営のためのノウハウの蓄積、従業員の雇用の安定、市民サービスの質の向上と経費の節減等を図るための競争性の確保などについて考慮し、原則として、選定された団体を指定管理者として初めて指定する場合は3年間から5年間の範囲内とし、次に掲げる施設については、当該各号に定める期間のとおりとする。

ただし、特別の理由があるときは、指定期間を短縮することができるものとする。

① 地域住民団体を指定管理者に指定する施設

10年間

② 施設の設置目的等に照らして特定の公共的団体を指定管理者に指定する施設

10年間

5 評価

(1) 評価の方法

各年度の評価においては、評価の客観性や全庁的な統一性を担保するため、主管課による評価（事業計画等の進捗確認（評価事実の確認））、分科会による評価（主管課の評価結果の妥当性の確認及び部内の評価結果の調整）、委員会による最終評価（市としての総合調整）の3段階の評価を行うこととする。

なお、委員会の評価に当たっては、指定期間最終年度の施設等を「重点評価施設」に、その他を「一般評価施設」とするなど、審査において適宜重点化を図るものとする。

さらに指定管理者との協議・調整等を行うに当たっては、市のパートナーとしての指定管理者の立場を尊重し自主的・自立的な運営意欲の向上に努めるとともに、必要に応じて、「経営改善」に向けた目標や計画の提出を求めるなど、積極的な経営改善と市民サービスの向上等が図られるような取り組みを進めるものとする。

(2) 各年度の評価の流れ

- 4月 指定管理者から前年度の事業報告書の提出
- 5月 主管課による事業報告書の審査及び評価
- 6月 分科会による評価
- 7月～8月 委員会で最終評価及び評価確定の決裁
- 9月 公表

(3) 評価項目（基準）の設定

評価項目については、適正な評価を行うことができるように、また、評価に過重な負担がかからないように、先行事例等の分析を踏まえ厳選し、簡潔なものとする。評価項目は、評価の客観性を担保するための最低限の「数値項目」、全ての公の施設で実現すべき「共通項目」及び各公の施設の性格や市の施策等を反映した「個別項目」の3項目とする。

ア 「数値項目」は、利用者数、利用者満足度及び経費の3項目を設定する。

イ 「共通項目」は、「三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」における指定管理者の要件が①市民の平等な利用の確保、②施設の

設置目的の効果的・効率的な達成及び管理に係る経費の縮減、③安定的な管理運営能力等となっていることを考慮して項目を設定する。

ウ 「個別項目」は、各公の施設の性格等を勘案して分科会において設定する。

(4) 評価結果の公表

各年度の評価の結果は、毎年公表する。

6 再指定

(1) 公募による指定管理者の再指定

公の施設を巡る環境は様々であり、競争原理が働く分野も見られるが、競争の少ない分野もある。そこで、施設運営の現状や運営主体の代替可能性等を勘案しながら、市民サービスの質の向上と経費の削減の観点から指定管理者の公募制の推進を図っていくこととする。

(2) 公募によらない指定管理者の再指定

再指定において、現指定法人・団体の実績・評価が良好であり、安定した市民サービスの提供と事業の継続性の観点から、現指定法人・団体を引き続き指定管理者として指定することが適切と認められる場合は、公募によらないで当該指定法人・団体を再指定することができるものとする。

なお、公募によらないで指定管理者を指定する場合は、公募としない理由の明確化や施設運営に係る透明性の確保等に留意し、評価結果との整合を含めて説明責任を果たすものとする。

(3) 再指定時の指定期間

初めて指定した指定管理者を継続して再度指定する際の指定期間は、当初指定期間が3年間から5年間の範囲内の場合にあつては5年間、当初指定期間が10年間の場合にあつては10年間とする。

ただし、特別の理由があるときは、指定期間を短縮することができるものとする。

(4) 指定期間全体の評価

指定管理者の再指定に当たっては、各年度の評価だけでなく当該指定期間全体の評価も必要である。そこで、指定期間の最終年度の前年度分の評価時に、当該年度までの各年度の評価を集約し、総合的な観点から指定期間全体の評価を行うものとする。